

令和4年6月 一般社団法人獨協大学同窓会懇談会 開催記録

日時	令和3年6月17日(金) 19:00~20:30
出席人数	17名(一般会員1名を含む)

懇談会に先立ち、議長の大西会長が開催趣旨を説明した。(本懇談会は、現在理事会で審議している「交通費・宿泊規程」と「専門委員規程」、「定款」と「会費規程」の改定について会員から広く意見や質問を募ることを目的とする。)

以下、各議題に対する出席者からの質問と意見の要旨 ※朱字は議長のコメント

定款の修正案について主な意見と質問

定款(事業)第4条の新案「会報の発行、ウェブサイトの制作、その他の出版物の発酵に関する事業」については「会報の発行、その他の出版物の発行およびその他広報に関する事業」に修正する方が適切である。

4条の新案に新しく追加された文言「ウェブサイトの制作」では、SNSによる発信が含まれていないので、広義にとらえられるよう「その他広報に関する事業」とした方がよい。

定款(代議員及び社員)の立候補条件が削除されているが、補完する文言を新規程のどこに記載しているのか?

→定款第13条に「代議員を選出するために必要な規程は社員総会において定める」という文言を記載。

定款(役員の選任)第22条について「会長は法律により理事会で選定するもの」という認識を持ってもらえるよう、注意喚起したい。

「(代表理事を)理事会で選任する」→「(代表理事を)理事会で選定する」が正しい文言ではないのか? ※複数名から指摘あり

定款(役員の任期)第39条の新案について、会長は(間があいても)通算3期以上できないということか?

期ではなく年を採用した方がわかりやすい。

交通費・宿泊規程について主な意見と質問

「社員総会はオンライン併用、委員会活動は原則オンラインと考えている」とあるが、「リアル参加が認められるものとそうでないもの」は誰が見てもわかりやすく、妥当性のあるものにしておいたほうがよい。

委員会活動の交通費上限について、資料を作成したので、その資料をもとに妥当性について理事会で再考していただきたい。

交通費の支給に関しては会長承認でよいと思う。

資料の欄外に「交通費・通信費として月5,000円または8,000円」のメモ書きがあるが、実費精算するべきだと思う。

専門委員の規程案について主な質問と意見

「年齢にかかわらず、専門知識を有する方」ではなく、若い世代が同窓会活動に参加してもらえるよう敷居を低くすることが目的か？

→年齢（定年）についてはまだ考えていない、敷居を低くすることで若い世代が同窓会活動に参加しやすくなることは考えられると思う。

議決権の有無以外の代議員との違い、位置づけは？

→これから詰めていきたいが、将来的に代議員になることを見据えて同等の業務を行ってもらうことも想定している。

ひとりの理事が何人も推薦してしまうと派閥ができるのでは？

→派閥ができることは想定していなかったが、そのような見方もあることも考慮する。

専門委員のハードルを下げるのであれば、代議員立候補のハードルも下げた方がよいのでは？

→立候補条件を厳格にしたことで不都合が生じるようであれば、見直ししたい。

専門委員が総務委員会の管掌となり同窓会全体の所属となるが、それでうまくやっていけるのか？

IT委員会に所属している20代の専門委員からはボランティア活動を通じてスキルを学びたいという想いが感じられる。同窓会活動全体に関わってもらうのは現段階では難しいと感じている。

ボランティアで専門的な知識を活かしてもらおうということであれば、卒業生や同窓会員でなくてもよいと思う。(専門委員を拡充する趣旨がどこにあるのかによる。)

その他

アルバム予算が半額近く削減されているが、問題なく制作できているのか？

→今期はコーディネーターなし、印刷会社との打ち合わせや発注などは総務委員会が担当した。コーディネーターが入らないことで予算を大幅に削減することができたが、ノウハウの継承ができなくなるなどの弊害が出てきているため、専門知識のあるコーディネーター兼指導者を採用することが決まっている。

以上